

平 18. 5. 23  
総 4 5 — 5  
基礎小 54—5

# 資 料

## （ 納税環境整備 ）

# 目 次

|                                                 |    |
|-------------------------------------------------|----|
| ・ 納税者の信頼確保に向けた基盤整備 .....                        | 1  |
| ・ 納税者の信頼確保に向けた主な施策 .....                        | 2  |
| ・ 納税者の信頼確保に向けた主な施策（地方税関係） .....                 | 3  |
| ・ 納税環境整備に関する政府税調の指摘 ～「個人所得課税に関する論点整理」（抄）～ ..... | 4  |
| ・ 納税者番号制度のしくみ .....                             | 8  |
| ・ 主要国における納税者番号制度の概要 .....                       | 9  |
| ・ 個人付番方式の比較 .....                               | 10 |
| ・ 納税者番号として検討する場合の個人付番方式の比較 .....                | 11 |
| ・ 主要国における法定資料制度の概要（個人） .....                    | 12 |
| ・ （参考）アメリカの納税者番号制度（イメージ） .....                  | 13 |
| ・ （参考）わが国の法定資料の種類 .....                         | 14 |
| ・ 個人情報保護法制の体系イメージ .....                         | 15 |

## 納税者の信頼確保に向けた基盤整備

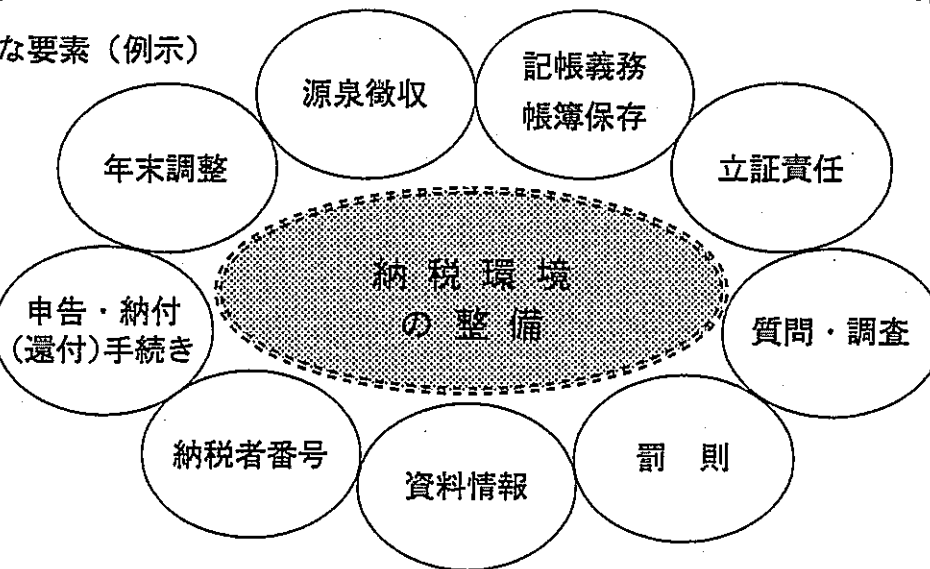
タックス・コンプライアンス (Tax Compliance: 税制への信頼と納税過程における法令遵守)

電子化・情報化

国際化

様々な要素 (例示)

各種手続きの効率化  
納税コストの抑制  
(コンプライアンス・コスト)



納税過程における法令遵守  
適正・公平な課税の実現  
(租税回避行為の防止)

課税の公平・適正化 + 納税者意識の向上

## 納税者の信頼確保に向けた主な施策

|         | 主 な 施 策                                                                                                                                                                                                                                                        | 備 考                                                                                                                               |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 56 年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・脱税に係る懲役刑及び公訴時効期間の強化・延長</li> <li>・脱税に係る更正決定の期間制限の延長</li> </ul>                                                                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・3 年 ⇒ 5 年</li> <li>・5 年 ⇒ 7 年</li> </ul>                                                  |
| 昭和 59 年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・白色申告者に対する記録保存制度及び記帳制度の創設</li> <li>・総収入金額報告書提出制度の創設（昭和 62 年拡充）</li> <li>・官公署等への協力要請規定の創設（昭和 63 年等、平成 18 年拡充）</li> <li>・過少申告加算税の割合の引上げ</li> <li>・原告が行うべき証拠の申出に係る規定の整備</li> </ul>                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得金額 300 万円超の者を対象（記帳義務）</li> <li>・総収入金額 3000 万円超の者を対象</li> <li>・一律 5% ⇒ 5%・10%</li> </ul> |
| 昭和 62 年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の割合の引上げ</li> </ul>                                                                                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一律 5% 引上げ</li> </ul>                                                                      |
| 平成 8 年  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益法人等の収支計算書の提出制度の創設</li> </ul>                                                                                                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益事業を営まない年間収入 8000 万円超の公益法人等を対象</li> </ul>                                                |
| 平成 9 年  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国外送金等調書提出制度の創設</li> </ul>                                                                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・200 万円超の国外送金を対象</li> </ul>                                                                |
| 平成 10 年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・帳簿書類の電子データ保存制度の創設</li> </ul>                                                                                                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スキャナ保存への対応（平成 16 年拡充）</li> </ul>                                                          |
| 平成 15 年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・租税条約の規定に基づく情報収集制度の創設</li> </ul>                                                                                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯則調査への対応（平成 18 年拡充）</li> </ul>                                                            |
| 平成 16 年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子申告・電子納税の運用開始</li> </ul>                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                   |
| 平成 17 年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告等の際の国民年金保険料の納付証明書の添付義務化</li> </ul>                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                   |
| 平成 18 年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相続税の物納制度の見直し（許可基準の明確化、審査期間の法定等）</li> <li>・給与の源泉徴収票等の電子交付</li> <li>・郵便等により提出される書類の発信主義の適用範囲の拡大</li> <li>・無申告加算税及び不納付加算税の不適用制度の創設</li> <li>・無申告加算税の割合の引上げ</li> <li>・更正の請求制度の拡充</li> <li>・他の税務署長等への徴収の引継ぎ制度の創設</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一律 15% ⇒ 15%・20%</li> </ul>                                                               |

|                         |
|-------------------------|
| 納税者の信頼確保に向けた主な施策（地方税関係） |
|-------------------------|

|       | 主 な 施 策                                                                                                 | 備 考                     |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 平成元年  | ・ 軽油引取税の脱税防止対策の強化                                                                                       | ・ 脱税に係る罰則の引上げ等          |
| 平成11年 | ・ 軽油引取税の脱税防止対策の強化                                                                                       | ・ 輸入等に係る故意不申告罪の創設       |
| 平成14年 | ・ 郵便官署における納税証明書の交付<br>・ 自動車税及び自動車取得税に係る申告書様式の統一<br>・ 固定資産税路線価等の公開                                       |                         |
| 平成15年 | ・ 地方税収納事務の民間委託の開始<br>・ 固定資産課税台帳の縦覧制度の拡充<br>・ 固定資産課税台帳の閲覧制度、評価額等の証明制度の創設                                 | ・ コンビニエンスストア等への地方税の収納委託 |
| 平成16年 | ・ 軽油引取税の脱税防止対策の強化<br>・ 軽自動車税に係る申告書様式の統一                                                                 | ・ 不正軽油等譲受罪の創設等          |
| 平成17年 | ・ 地方税の電子申告の運用開始<br>・ 都道府県が特例として行う個人住民税の徴収・滞納処分の要件緩和<br>・ 自動車保有関係手続のワンストップサービスの運用開始<br>・ 軽油引取税の脱税防止対策の強化 | ・ 夜間の強制調査に係る規定の整備       |
| 平成18年 | ・ 給与支払報告書の提出範囲の拡大<br>・ 県域を越える自動車の転出入に係る自動車税の月割計算の廃止<br>・ 軽油引取税の脱税防止対策の強化                                | ・ 供給者罰則の創設              |

※国税と同様の施策については除いている。

## 納税環境整備に関する政府税調の指摘

～「個人所得課税に関する論点整理」(抄)(平成17年6月 税制調査会基礎問題小委員会)～

### 6. 納税環境の整備

#### (1) 納税者番号制度

イ) 近年における IT 化の著しい進展、また、所得把握の正確性を求める声の高まりの中で、納税者番号制度についても従来以上に積極的な議論を行う必要がある。そのためにも、これまで以上に掘り下げた論点整理をしておきたい。

納税者番号制度は、各種資料の名寄せ・突合を効率化することにより、税務行政の効率化・高度化、ひいては適正・公平な課税に資するものであり、これまで主として金融所得の課税方式との関係において議論されてきた。具体的には、諸外国にも見られるように、金融所得も含めた総合課税の下で、税務当局における納税申告書と支払調書の効率的なマッチングに納税者番号を活用するという方向である。しかしながらわが国においては、金融所得課税について、投資家のニーズを踏まえつつ、他の所得と分離し、なるべく源泉徴収によって課税関係を終了させていくとの方向で課税方式の見直しが進められてきた。こうした取組みを前提とする限り、金融所得課税そのもののために納税者番号制度を導入する必要性は大きくはない。ただ、金融所得課税一体化の一環として損益通算の範囲を拡大するにあたっては、損益通算の適用を受けようとする者には申告を行ってもらい、税務当局において申告書の内容と支払調書の内容とをマッチングする必要がある。そのため、損益通算を希望する者の選択による金融番号の導入は不可欠である。

ロ) 一方、諸外国の経験を超えて、事業所得に関しても納税者番号制度を活用することができないかという議論がある。税務当局が、個々の個人事業者の事業所得を正確に把握するためには、個々の事業者の収入(売上げ)や必要経費(仕入れ及び間接経費)の額を把握する必要がある。売上げを把握するためには、当該納税者の取引相手方である代金の支払い者が番号付きの資料情報を税務当局に提出する必要がある。こうした仕組みを事業者間取引に導入し、事業所得の捕捉に役立てることは想定し得よう。しかしながら、一般の消費者を顧客としている小売業やサービス業にかかる売上げを把握するため、消費者が番号付きの資料情報を税務当局に提出することは実際問題としては不可能である。このように、納税者番号制度を用いた事業所得の把握には自ずから限界があることを認識せねばならない。なお、上述の金融所得課税における必要性とは離れて、金融資産に係る情報について税務当局が把握できる制度とすれば、所得の間接的な把握には役立つこととなろう。

納税者番号制度さえあれば、適正・公平な課税が全面的に実現するという誤解が一部に見られる。しかしながら、例えば、ある納税者の売上げの額が把握できたとしても、その売上げが取引相手方にとって仕入れであるのか家事関連経費であるのかまではチェックできない。このように、納税者番号制度には、取引の全てを把握できるかといった量的な面に加え、個々の取引の質的な把握という面でも限界があることを念頭に置き、官民を通じたコスト・ベネフィットの観点にも十分留意していく必要がある。

ハ) 納税者番号制度を議論する上で、そもそも税務行政にのみ活用される番号制度として考えるのか、税務も含め、広く行政全般に利用される番号制度として考えるのかという点については整理しておく必要がある。

現下の著しい情報通信技術の進展を踏まえ、わが国では、世界最先端の IT 国家を目指し各種の取組みが行われている。その中でも、電子政府・電子自治体の構築は重要な課題と位置付けられている。利便性を考えれば、こうした番号制度についても、税務行政にとどまらず様々な行政分野で活用されることが望ましい。しかしながら、本来、こうした問題は、高度情報通信社会におけるわが国行政のあり方をどう考えるかといった見地から、政府全体として幅広い検討を行った上で、最終的には国民全体として判断すべき性格のものであろう。

いずれの場合であっても、当該番号が税務行政に活用される以上、法律上の根拠を持ち、全国一連の番号によって、大多数の国民を、二重付番なく生涯にわたってカバーし、番号を付与した後の住所・氏名等の異動を管理できる体制となっていることは最低限必要である。また、プライバシー保護を含めたシステムにおけるセキュリティが十分確保されることが不可欠であろう。そうした意味からは、基礎年金番号を利用する「年金番号方式」については、法律上の根拠を付与し、年金非対象者等も含め広く全国民に自動的に付番する仕組みとするなどの改善が必要である。住民票コードについては、既に法律上の枠組みが存在することから、喫緊の課題として税務行政に活用される番号制度を早急に導入する必要がある場合には、「住民基本台帳方式」を採ることが現実的であろう。ただしその場合には、住民票コードの民間利用を許容することが必要となる。

ニ) 納税者番号それ自体はあくまでも名寄せ・突合のための道具に過ぎず、支払調書等の資料情報制度があってはじめて有効に機能するものである。こうした意味で、今後とも資料情報制度を一層充実させていくべきである。

## (2) 記録及び記帳に基づく申告制度

申告納税制度においては、記録及び帳簿その他の客観的な資料に基づく申告がその本質であり、納税者の当然の責務である。

しかしながら現行税制においては、零細事業者の事務負担に配慮し、事業所得等に係る所得が300万円以下の者には記帳義務は課せられていない。しかし、申告納税制度の定着、記帳水準の向上、情報技術の進展といった状況を踏まえ、記帳義務について、申告納税制度の本旨に則した見直しを行うべきである。事業所得について、前述の必要経費に係る「概算控除制度」を導入すれば、記帳水準が自ずと向上していくことが期待されよう。

## (3) 立証責任

訴訟における立証責任は、基本的には個々の実体法規の解釈として定められるものであり、わが国の税務訴訟における立証責任は一般的に課税庁が負うものとされている。しかし、近年の税務訴訟においては、納税者に立証を求めるべき場面においては、納税者に一定の立証を求める裁判例が判例として定着しつつある。

こうした流れや経済社会の構造変化を踏まえれば、今後、納税者が自ら説明責任を果たすことが相応しいと思われる項目について、個別に制度的枠組みを整えていくことが望ましい。例えば、前述の、事業所得の必要経費に係る「概算控除制度」の導入や、給与所得に係る特定支出控除の範囲の拡大は、こうした観点から意義のあるものと考えられる。

いずれにせよ、税務当局が一般的に立証責任を負う下では、適正・公平な課税を実現するために十分な資料を収集できるような環境が整備される必要がある。

## (4) 源泉徴収・年末調整

給与に対する納付の手続について見ると、源泉徴収義務者である給与の支払者は、給与の支払時に一定の税額をあらかじめ源泉徴収して納付し、その年の最後の給与を支払う際に年末調整を行い過不足を調整する仕組みとなっている。この年末調整により税額が精算されるので、一般のサラリーマンは通常、確定申告を要しないこととなる。

給与の源泉徴収は、適正な課税を担保し、納付の便宜、平準化などに資するために必要な制度である。給与所得について確定申告を行うこととすれば、源泉徴収は不要になるのではないかとの主張が行われることがある。しかし、年末調整を行うか確定申告を行うかという論点と源泉徴収を行うことは別の次元の事柄であり、主要国においても、年末調整の有無に関わらず、適正で確実な課税を担保する観点から源泉徴収が広く行われている。

ただ、給与所得者が自ら確定申告を行うことは、社会共通の費用を分かち合う意識向上の観点からは重要である。税務執行面にも配慮しつつ、こうした機会を拡大していくことが望ましい。給与所得控除の見直しとあわせ、特定支出控除の範囲が拡大されることとなれば、こうした機会は増大すると見込まれる。同様の観点から、年末調整のあり方についても、諸控除の適用のために必要となる個人情報との関係にも留意しつつ、引き続き議論を行っていく必要がある。確定申告を求める機会を拡大していくのであれば、申告を行うメリットとして、適切な源泉徴収と組み合わせ、確定申告にあたって還付を受けられるといった仕組みとすることも考えられよう。

高齢化の進展に伴って年金受給者が年々増加していくことを踏まえれば、公的年金等に係る源泉徴収のあり方については、受給者・納税者の側に立って、わかりやすい制度となるよう不断の見直しを行うことが必要である。納税者の便宜等を考慮すれば、最終的には、公的年金等について、源泉徴収のみで課税関係が終了するような仕組みへの移行も検討課題となろう。

#### (6) 罰則

現行の申告納税制度の下では、納税者一人一人が、納税者全員がルールを遵守しているという安心感を持てることが重要である。税制への信頼を高め、またタックス・コンプライアンスの更なる向上を図る観点からは、上述のような各種取組みとあわせ、ルールを遵守しない納税者に対して厳格に臨むこともまた必要である。脱税への動機付けを減少させ、適正な納税を促す観点から、罰則の強化についても検討すべきである。

## 納税者番号制度のしくみ

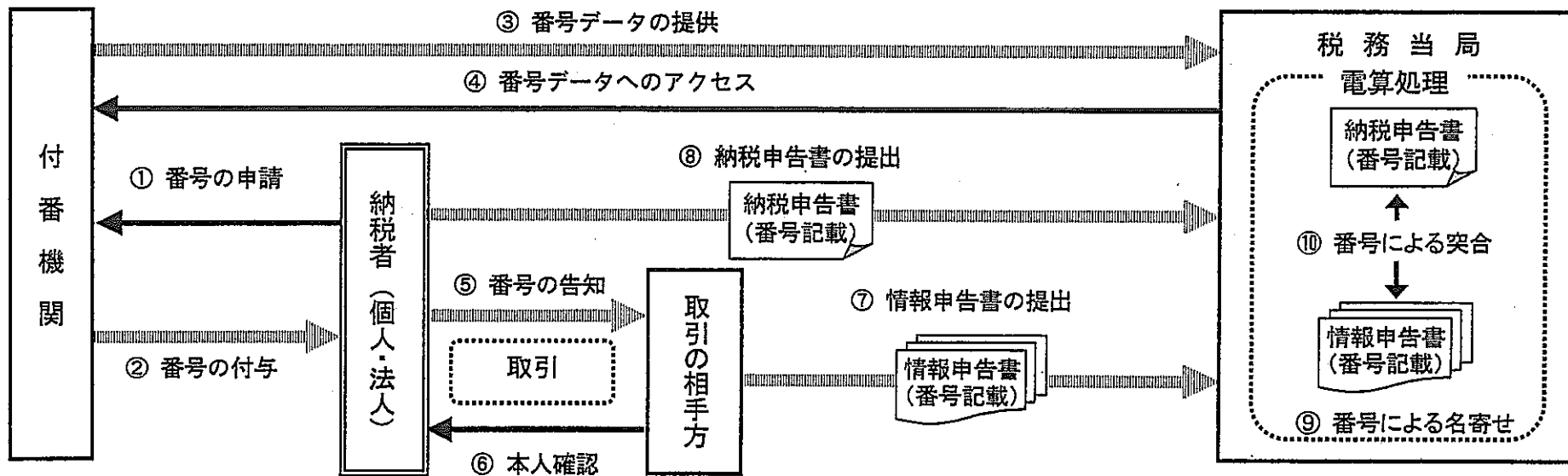
納税者番号制度とは、

納税者に広く番号を付与し、

(イ) 各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を告知すること

(ロ) 納税申告書及び取引の相手方が税務当局に提出すべき情報申告書に番号を記載すること

を義務づけることにより、納税者から提出される申告書と、取引の相手方から提出される資料情報を、その番号をキーとして集中的に整理(名寄せ)及びマッチング(突合)する方式である。



### 主要論点

- 付番制度 (付番方式、民間利用等)
- 番号記載の対象となる取引の範囲
- セキュリティ確保、プライバシー保護
- 番号利用に係るコスト、経済取引への影響等

主要国における納税者番号制度の概要（未定稿）

|                           |           | 番号の種類                     | 適用業務                         | 付番者（数）                            | 人 口<br>(2001 年現在) | 付番維持<br>管理機関   | 付番の<br>根拠法                                | 実施年    |
|---------------------------|-----------|---------------------------|------------------------------|-----------------------------------|-------------------|----------------|-------------------------------------------|--------|
| 社会<br>保障<br>番号<br>を<br>活用 | ア メ リ カ   | 社会保障番号<br>(9 桁)           | 税務、社会保険、年<br>金、兵役等           | 約4億200万人(累積<br>数)<br>(2000 年末現在)  | 2 億 8,480 万人      | 社会保障庁          | 社会保障法                                     | 1962 年 |
|                           | カ ナ ダ     | 社会保険番号<br>(9 桁)           | 税務、失業保険、年<br>金等              | 約 3,153 万人<br>(累積数)<br>(1997 年現在) | 3,111 万人          | 人的資源開発省        | 失業保険法                                     | 1967 年 |
| 住民<br>登録<br>番号<br>を<br>活用 | デ ン マ ー ク | 統一コード<br>(10 桁)           | 税務、年金、住民管<br>理、諸統計、教育等       | 全住民                               | 533 万人            | 内務省<br>中央個人登録局 | 個人登録に<br>関する法律                            | 1968 年 |
|                           | スウェーデン    | 統一コード<br>(10 桁)           | 税務、社会保険、住<br>民管理、諸統計、教<br>育等 | 全住民                               | 883 万人            | 国税庁            | 人口登録制<br>度に関する<br>勅令・政令                   | 1967 年 |
|                           | ノ ル ウ ェ ー | 統一コード<br>(11 桁)           | 税務、社会保険、諸<br>統計、教育、選挙等       | 全住民                               | 451 万人            | 登録庁            | 人口登録制<br>度に関する<br>法律                      | 1970 年 |
|                           | 韓 国       | 住民登録番号<br>(13 桁)          | 税務、社会保障、旅<br>券の発給等           | 全住民                               | 4,734 万人          | 内務部            | 住民登録法                                     | 1993 年 |
|                           | シンガポール    | 統一コード<br>(1 文字 8 数字)      | 税務、年金、車両登<br>録等              | 全住民                               | 413 万人            | 内務省<br>国家登録局   | 国家登録法                                     | 1995 年 |
| 税務<br>番号                  | イ タ リ ア   | 統一コード<br>(文字及び数字<br>の組合せ) | 税務、諸許認可等                     | 約 5,000 万人<br>(1997 年現在)          | 5,795 万人          | 経済財政省          | 納税者登録<br>及び納税義<br>務者の納税<br>番号に関す<br>る大統領令 | 1977 年 |
|                           | オーストラリア   | 統一コード<br>(9 桁)            | 税務、所得保障等                     | 約 1,250 万人<br>(1996 年現在)          | 1,949 万人          | 国税庁            | 1988 年度税<br>制改正法                          | 1989 年 |

（注）イギリス、フランス及びドイツには納税者番号制度はない。

## 個人付番方式の比較（未定稿）

|                | 「基礎年金番号」                                                                         | 「住民票コード」                                                                                                                  |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 根 拠 規 定        | ・ 国民年金法施行規則(厚生省令) (注)参照                                                          | ・ 住民基本台帳法                                                                                                                 |
| 付 番 機 関        | ・ 社会保険庁 (注)参照                                                                    | ・ 市区町村<br>(都道府県又は全国センターにおいても管理)                                                                                           |
| 付 番 対 象 者      | ・ 公的年金加入者等(外国人も含む)                                                               | ・ 居住者(外国人を除く)                                                                                                             |
| 保 有 情 報        | ・ 番号 + 氏名、生年月日、性別、住所、公的年金加入情報<br>(注)住所の変更は、原則として本人の届出による。(注)参照                   | ・ コード + 氏名、住所、性別、生年月日、付随情報(変更年月日、理由等)                                                                                     |
| 他の行政機関に提供される情報 | ・ なし                                                                             | ・ コード + 氏名、住所、性別、生年月日、付随情報(変更年月日・理由等)<br>(法律又は条例上明確に規定された事務に利用を限定)                                                        |
| カ ー ド          | ・ なし                                                                             | ・ 本人の申請により発行(平成 15 年 8 月より)<br>(注)住民基本台帳カードの様式その他必要な事項は総務省令において規定。番号はカードの IC チップ内に電磁的に記録される。                              |
| 目 的            | ・ 公的年金の制度運営の一層の適正化<br>未加入者問題への対応<br>併給調整の適正化<br>行政サービスの向上(年金相談・年金裁定)             | ・ 住民基本台帳事務の簡素化・効率化<br>(転入・転出事務等)<br>・ 国の行政機関等への情報提供<br>(法律又は条例上明確に規定された事務に利用を限定)<br>・ 住民に対する様々なサービス提供<br>(条例による市町村独自の利用等) |
| プライバシー保護規定     | ・ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (注)参照                                                   | ・ 住民基本台帳法による厳格な保護措置                                                                                                       |
| 民間での利用         | ・ 加入者本人に他に利用されないよう注意喚起 (注)参照                                                     | ・ 住民基本台帳法で民間による利用を禁止                                                                                                      |
| 検 討 ・ 実 施 状 況  | 8 年 4 月 システム・テスト<br>↓ 住所情報等収集<br>↓ 広報<br>10 月 付番対象者確認<br>12 月 番号通知<br>9 年 1 月 実施 | 11 年 8 月 参議院において可決・成立 → 公布<br>14 年 8 月 住民基本台帳ネットワーク 1 次稼働<br>12 月 住民票コードの利用提供可能事務の拡大<br>15 年 8 月 住民基本台帳ネットワーク本格稼働         |

(注)1. 基礎年金番号については、社会保険庁改革法案(平成 18 年 3 月 10 日国会提出)において、①基礎年金番号の法定化、②社会保険庁をねんきん事業機構に組織変更する、③住基ネットと接続するため、住所の変更届出を原則として不要とする、④プライバシー保護規定をねんきん事業機構法に規定し、個人情報の保護を徹底、⑤公的年金その他の社会保険に関する一定の業務以外の業務について、基礎年金番号の利用禁止等の措置が盛り込まれている。

2. 平成 18 年 4 月 7 日に経済財政諮問会議でとりまとめられた『歳出歳入一体改革—中間取りまとめ』において、「社会保障の効率化にも寄与する社会保障番号を導入する方向で早急に検討を進める。」旨の提言がなされている。

## 納税者番号として検討する場合の個人付番方式の比較(未定稿)

|       | 年金番号方式(基礎年金番号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 住民基本台帳方式(住民票コード)                                                                                                                                                              |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メリット  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基礎年金番号は、国民に受益を伴う行政分野(年金制度)において利用されていることから、税務の分野での利用も比較的円滑に受け入れられることが期待。</li> <li>○ 現行制度においては、法令上、基礎年金番号の民間利用についての規制はない。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 社会保険庁改革法案において、公的年金その他の社会保険に関する一定の業務以外の業務について、住民基本台帳法に準じて、基礎年金番号の告知要求制限、利用制限等の措置が盛り込まれている。同法案が成立・施行されれば、法令上、年金関係業務等以外で、基礎年金番号を利用することができなくなる。</p> </div> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国人を除く居住者すべてが対象となり、住所異動を正確に把握し得る。(ただし、現在、一部の地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムに参加していない。)</li> <li>○ 住民票コードについて法律上の根拠がある(住民基本台帳法で規定)。</li> </ul> |
| デメリット | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基礎年金番号は、年金非対象者には付番されない。</li> <li>● 基礎年金番号について法律上の根拠がない(厚生省令で規定)。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 社会保険庁改革法案において、基礎年金番号を法定化する措置が盛り込まれている。</p> </div>                                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民票コードの民間利用が禁止されているため、納税者と取引の相手方との間の自己証明・本人確認の場面では活用できない。</li> <li>● 住民票コードについては、今後の定着・活用の状況等に十分留意する必要がある。</li> </ul>                |

### 納税者番号として求められる基礎的条件

(「個人所得課税に関する論点整理」等による。)

- ① 法律上の根拠を持つこと。
- ② 全国一律の番号によって、大多数の国民を、二重付番なく生涯にわたってカバーしていること。
- ③ 番号を付与した後の住所・氏名等の異動を管理できる体制となっていること。
- ④ 民間利用が許容され、納税者と相手方との自己証明・本人確認の場面で活用できること。
- ⑤ プライバシー保護を含めたシステムにおけるセキュリティが十分確保されていること。
- ⑥ 利便性の観点から、受益を伴う行政分野をはじめ、様々な行政分野で活用されている番号であること。

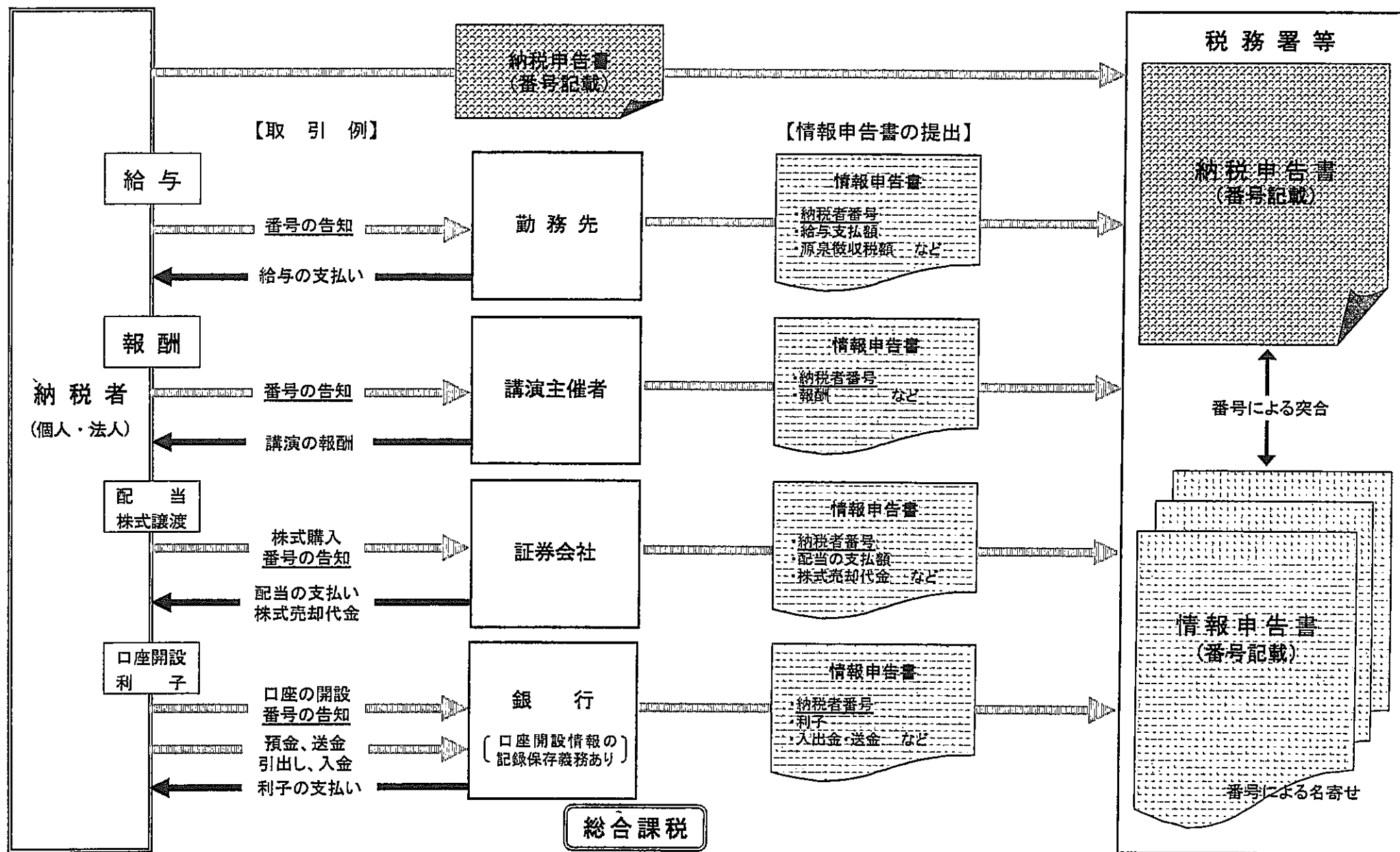
主要国における法定資料制度の概要(個人)

未定稿

|                       |             | アメリカ          | オーストラリア | イギリス | フランス          | 日 本           |
|-----------------------|-------------|---------------|---------|------|---------------|---------------|
| 納 税 者 番 号             |             | ○             | ○       | ×    | ×             | ×             |
| フ<br>ロ<br>ー<br>ッ<br>ク | 金融所得        |               |         |      |               |               |
|                       | ・ 利子        | ○             | ○       | ○    | ○             | ×             |
|                       | ・ 配当        | ○             | ○       | ○    | ○             | (源泉分離課税)<br>○ |
|                       | ・ 株式譲渡      | ○             | ×       | ○    | ○             | ○             |
|                       | 事業所得        | ×             | ×       | ×    | ×             | ×             |
|                       | 給与所得        | ○             | ○       | ○    | ○             | ○             |
|                       | 不動産譲渡       | ○             | ×       | ○    | ×             | ○             |
|                       | 国内送金、預金の入出金 | ○             | ×       | ×    | ×             | ×             |
|                       | 海外送金        | ○             | ×       | ×    | ×             | ○             |
|                       |             |               |         |      | (但し、記録保存義務あり) |               |
| ス<br>ト<br>ッ<br>ク      | 金融資産        |               |         |      |               |               |
|                       | ・ 預貯金口座開設   | ×             | ○       | ×    | ○             | ×             |
|                       |             | (但し、記録保存義務あり) |         |      |               |               |
|                       | ・ 株式保有      | ×             | ×       | ○    | ×             | ×             |
|                       | 不動産         | ×             | ×       | ×    | ×             | ×             |
|                       | 貴金属         | ×             | ×       | ×    | ×             | ×             |
| ク                     | 海外資産        | ○             | ×       | ○    | ○             | ×             |

- (注) 1. 「法定資料」とは、取引の内容等を記載した資料を税務当局に提出することを義務付けている資料をいう。  
 2. 上記法定資料の有無は、主なものについて記載しており、一定の提出省略範囲等があることに留意する必要がある。  
 3. イギリスにおいては、法定資料の提出義務者は、税務当局の求めに応じて、法定資料を提出しなければならない。  
 4. ドイツには、法定資料制度は原則として存在しないが、代替的役割を果たし得る制度として、関係者の情報提供、官庁間の相互協力、裁判所及び連邦、自治体の諸官庁の課税情報の通知義務がある。納税者番号制度はない。

(参考) アメリカの納税者番号制度(イメージ)



(注) 本図は、外国の制度を参考にイメージ図としたものであり、分りやすさを重視しているため精緻なものとはなっていないことに留意する必要がある。

## (参考) わが国の法定資料の種類

### 所得課税に関するもの

#### I 利子等、配当、収益の分配等に関するもの

- 1 利子等の支払調書(注1)
- 2 国外公社債等の利子等の支払調書(注1)
- 3 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書
- 4 国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書
- 5 投資信託又は特定目的信託収益の分配の支払調書
- 6 オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書
- 7 配当等とみなす金額に関する支払調書
- 8 名義人受領の利子所得の調書
- 9 名義人受領の配当所得の調書

#### II 不動産、株式等の譲渡の対価等に関するもの

- 10 不動産等の譲受けの対価の支払調書
- 11 株式等の譲渡の対価の支払調書
- 12 交付金銭等の支払調書
- 13 信託受益権の譲渡の対価の支払調書
- 14 譲渡性預金の譲渡等に関する調書
- 15 特定新株予約権の付与に関する調書
- 16 特定株式等の異動状況に関する調書
- 17 新株予約権の行使に関する調書
- 18 株式無償割当てに関する調書
- 19 特定振替国債等の譲渡対価の支払調書
- ※20 特定口座年間取引報告書(注2)
- 21 先物取引に関する調書

#### III 給付補てん金、利益の分配、償還金、生命・損害保険契約等に関するもの

- 22 定期積金の給付補てん金等の支払調書(注1)
- 23 匿名組合契約等の利益の分配の支払調書
- 24 生命保険契約等の一時金の支払調書
- 25 生命保険契約等の年金の支払調書
- 26 損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書
- 27 損害保険契約等の年金の支払調書
- 28 無記名割引債の償還金の支払調書
- 29 特定振替国債等の償還金等の支払調書

#### IV 報酬等、使用料等、給与、退職金、公的年金等に関するもの

- 30 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- 31 保険代理報酬の支払調書
- 32 不動産の使用料等の支払調書
- 33 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
- 34 給与所得の源泉徴収票(住民税:給与支払報告書)
- 35 退職所得の源泉徴収票(住民税:退職所得の特別徴収票)
- 36 公的年金等の源泉徴収票(住民税:公的年金等支払報告書)

#### V 非居住者等に関するもの

- 37 非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書
- 38 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書
- 39 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書
- 40 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書
- 41 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書
- 42 非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書
- 43 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
- 44 非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書

#### VI その他

- 45 信託の計算書
- 46 有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書

### 資産課税に関するもの

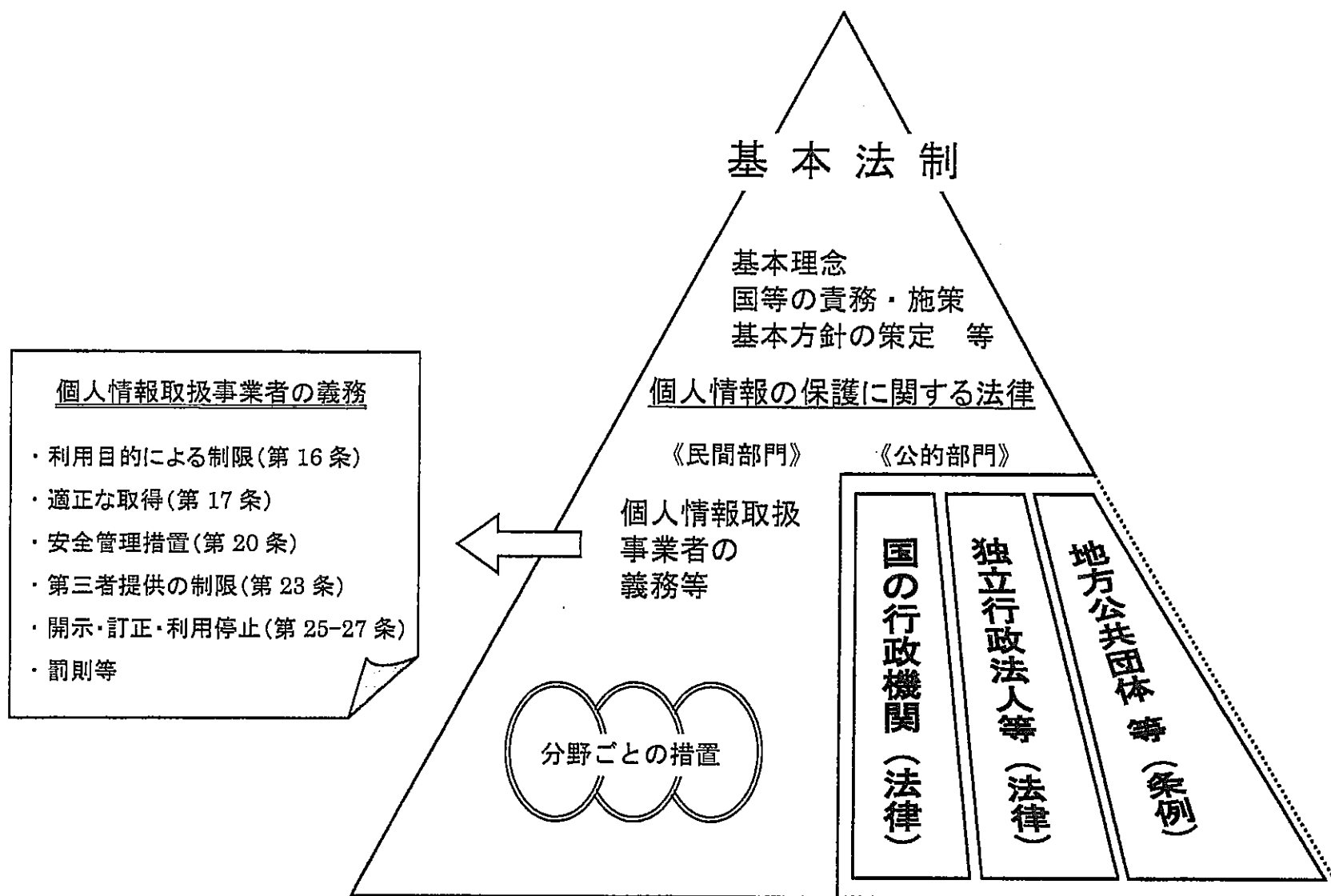
- 47 生命保険金・共済金受取人別支払調書
- 48 損害(死亡)保険金・共済金受取人別支払調書
- 49 退職手当金等受給者別支払調書
- 50 信託に関する受益者別(委託者別)調書

#### その他

- 51 国外送金等調書

(注) 1. 上記1、2、22の支払調書については、個人に支払う場合には税務署への提出は要しない。  
 2. 源泉徴収選択口座については、特定口座年間取引報告書の税務署への提出は要しない。

# 個人情報保護法制の体系イメージ



(注) 1. 個人情報取扱事業者には、一般私人や事業の用に供する個人情報の数が5,000人分以下の事業者は含まれない。

2. 「個人情報の保護に関する法律」「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」は平成17年4月1日施行。

(備考) 内閣府国民生活局個人情報保護推進室「個人情報の保護に関する法律」説明資料を参考に作成。